

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2010年10月1日以降始期契約用

国内旅行傷害保険

# 国内旅行総合保険



のんびり、  
ゆったり、  
安心の旅。

# 旅先でのケガやさまざまなトラブルを 強力ガード！ 旅立つあなたを徹底サポート！

## 国内旅行総合保険(国内旅行傷害保険)

さまざまな傷害事故を補償します。

交通事故によるケガ



ホテル火災によるケガ



観光中の転倒によるケガ



スポーツによるケガ



基本補償



さらに快適なご旅行をサポートする  
充実のオプションメニューです。



他人にケガをさせて  
しまったときの費用



山岳登はん中に  
遭難した場合の搜索・  
救出のための費用



ビデオ・カメラを破損して  
しまったことによる損害



航空機が行方不明に  
なった場合の搜索・  
救助のための費用

など…

オプション  
の  
補償



**ご契約の際に  
お選びください。**

P.3~5



- 1 P.3 「国内旅行総合保険」のしくみをご説明します
- 2 P.4 ご契約タイプと保険料についてご説明します
- 3 P.4 「国内旅行総合保険」のご質問にお答えします
- 4 P.5 セットできるその他の特約をご説明します

**ご契約の際に  
知っておいて  
いただきたいこと。**

P.6~10



P.6 保険金をお支払いする場合、  
保険金をお支払いしない  
主な場合

P.9 特にご注意いただきたいこと

P.9 ご契約時にご注意いただきたいこと

P.10 ご契約後にご注意いただきたいこと

裏面 その他ご注意いただきたいこと

裏面 万一の事故のときの  
お手続きについて  
用語のご説明



# 1

## 「国内旅行総合保険」のしくみをご説明します

### 基本補償

#### 国内を旅行中にケガをして…



##### 死亡されたとき

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。



##### 後遺障害が残ったとき

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。



##### 入院されたとき

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に入院された場合を補償します。



##### 手術を受けたとき

入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその治療のために所定の手術を受けられた場合を補償します。



##### 通院されたとき

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合を補償します。

(注) 基本補償の一部のみを補償の対象とすることもできます。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

### オプションの補償

#### さらなる安心のために…

\*自由にお選びいただけます。必ず上記「基本補償」とセットでご契約ください。



##### 賠償責任危険補償特約 (国内旅行特約用)

旅行中に生じた偶然な事故によって、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償します。

(注) 本保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいた上でご契約ください。



##### 救援者費用等補償特約 (国内旅行特約用)

旅行中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶が、行方不明または遭難した場合等の捜索活動等に費用が生じた場合を補償します。



##### 携行品損害補償特約 (国内旅行特約用)

旅行中に盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者所有の携行品に損害が生じた場合を補償します。



##### 遭難捜索費用補償特約

日本国内での山岳登山の行程中に遭難捜索対象者が遭難し、捜索・救出・移送するための費用が生じた場合を補償します。

# 2

## ご契約タイプと保険料について ご説明します



### ご注意

次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」\*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。「同種の危険を補償する他の保険契約等」\*がある場合は、保険申込書の「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。

①始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合

②保険契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき

\*「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

旅行期間	2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで		14日(13泊14日)まで		1か月まで	
ご契約タイプ	X1	Y1	Z1	A1	B1	C1	D1	F1	G1	S1	K1	
保険金額	死亡・後遺障害	2,334万円	3,099万円	4,577万円	3,068万円	2,556万円	3,717万円	1,918万円	3,948万円	636万円	2,840万円	3,013万円
	入院保険金日額(※)	3,000円	4,500円	9,000円	3,000円	4,500円	9,000円	3,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	通院保険金日額	2,000円	3,000円	5,000円	2,000円	3,000円	5,000円	2,000円	5,000円	2,000円	4,000円	5,000円
	賠償責任(免責0円)	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	携行品(免責1事故3,000円)	—	20万円	30万円	10万円	10万円	20万円	15万円	30万円	15万円	20万円	30万円
救援者費用	—	200万円	200万円	150万円	150万円	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円	200万円	
保険料	500円	1,000円	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	4,000円	

(※)所定の手術を受けられた場合、手術の種類に応じ入院保険金日額の10倍、20倍、または40倍の額を手術保険金としてお支払いします。

(注)上記のご契約タイプ(G1を除く)は、「契約者(満15才以上)が被保険者となられる場合」、または、「契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、かつ、被保険者の同意がある場合」にご契約いただけます。

(注)フリープランもご用意しております。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

# 3

## 「国内旅行総合保険」のご質問にお答えします



**Q** 保険期間はどのように設定すればよいのですか？

**A** 保険期間は国内旅行の目的を持って住居を出発される日から、住居に帰られる日までです。たとえば、朝早い便で出発をするので空港近くのホテルに前泊するような場合については、あくまで「自宅を出発される日」を保険期間の初日としてください。

**Q** 旅行期間が1か月を超えてしまう場合にはどうすればよいのですか？

**A** 国内旅行総合保険では、ご旅行期間が1か月以下の場合にしかご契約いただくことができません。ご旅行期間が1か月を超える場合には、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

**Q** 「救援者費用等補償特約(国内旅行特約用)」と「遭難搜索費用補償特約」の違いについて教えてください。

**A** 「救援者費用等補償特約(国内旅行特約用)」で補償の対象となるのは、搜索救助費用・救援者の交通費・救援者の宿泊料・救援対象者の移送費・諸雑費等です。ただし、山岳登山※中に遭難した場合の搜索救助費用はお支払いの対象とはなりません。一方、「遭難搜索費用補償特約」で補償の対象となるのは、山岳登山※中に遭難したことにより、搜索・救出・移送するのに要した費用のうち搜索者からの請求に基づき負担された費用が対象となります。

なお、この特約をセットするにはあらかじめ所定の割増保険料を払込みいただきます。

※山岳登山とはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

# 4

## セットできるその他の特約をご説明します

特約の種類		補償内容
後遺障害保険金の追加支払に関する特約		後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されている場合に、お支払いした後遺障害保険金の額と同額をお支払いします。
事業主費用補償特約		企業等の役員または従業員が死亡された場合または後遺障害が生じた場合、事故等の発生の日からその日を含めて180日以内に企業等が負担された費用(葬儀費用、捜索費用、代替採用費用等)を補償します。
航空便遅延費用補償特約(注)	乗継遅延費用保険金	国内旅行行程中に被保険者の搭乗した航空便の遅延によって、乗継地から出発する被保険者が搭乗する予定だった航空便に搭乗できず、乗継地への到着時刻から4時間以内に代替の航空便を利用できなかった場合に負担した費用(ホテル等客室料、食事代)を補償します。
	受託手荷物遅延費用保険金	国内旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗する航空便の到着後、6時間以内に、被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、予定していた目的地に運搬されなかった場合に負担した費用(衣類購入費用、生活必需品購入費用)を補償します。
	受託手荷物紛失費用保険金	国内旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗する航空便の到着後、48時間以内に、被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、予定していた目的地に運搬されなかった場合に負担した費用(衣類購入費用、生活必需品購入費用)を補償します。
	出航遅延費用等保険金	国内旅行行程中に被保険者が搭乗する予定だった航空便が出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、欠航もしくは運休または航空会社の予約受付業務の不備により搭乗不能となり、出航予定時刻から4時間以内に代替の航空便を利用できない場合に負担した費用(食事代金)を補償します。
保険金の支払先に関する特約		後遺障害保険金(後遺障害保険金の追加支払いを含みます。)、入院保険金、手術保険金、通院保険金についても死亡保険金受取人にお支払いします。
企業等の災害補償規定等特約		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記①から③の書類のいずれかが提出された場合、提出された書類で証明された額(提出書類が①の場合は、災害補償規定等に規定された遺族補償額)を限度に、死亡保険金受取人(企業等)に死亡保険金をお支払いします。ただし、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われているときは、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額を限度とします。</li> <li>①災害補償規定等の受給者(以下「受給者」といいます。)が保険金の請求内容について了知していることを証する書類</li> <li>②受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類</li> <li>③企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類</li> <li>・ また、上記①から③の書類が提出できない場合には、災害補償規定等に規定された遺族補償額を限度に、被保険者の法定相続人に死亡保険金をお支払いします。ただし、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われているときは、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額を限度とします。</li> <li>・ お支払いする死亡保険金の額が死亡・後遺障害保険金額を下回る場合は、その差額に対応する保険料を返還します。</li> </ul>
共同保険に関する特約		1 契約を複数の保険会社が共同でお引受する場合にセットする特約です。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

(注)航空便遅延費用補償特約(国内旅行特約用)の一部の保険金のみを補償の対象とすることもできます。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

国内旅行総合保険について、すべての契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・暴動等」について、テロ行為(政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)はお支払いの対象となります。

# 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

●※印の用語につきましては、P8「※印の用語のご説明」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償	死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>●自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用した運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見*のないもの</li> <li>●乗用具*によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)*のケガ</li> <li>●P.8の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ(あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は補償の対象となります。)*など</li> </ul>
	後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。 (注1)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のため、入院*(入院に準ずる状態*を含みます。)*され、平常の生活またはお仕事ができない場合 [入院保険金日額*]×[入院日数または入院に準ずる状態の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの限度となります。事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術*を受けられたとき [入院保険金日額]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注)1回の事故につき、1回の手術に限りです。また、1回の事故につき2種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。	
	通院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院*された場合 (注)通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとみなします。 [通院保険金日額*]×[通院日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。 (注2)平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
補償に関するオプション	携行品損害保険金* *携行品損害補償特約(国内旅行特約用)	国内旅行行程中に盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者所有の携行品*に損害が生じた場合 被害物の損害額(被害物の修理費または時価のいづれか低い方を限度とします。)*から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害による価値の下落(格落損)は損害額には含まれません。 (注2)損害額は、1個、1組または1対の保険の対象については10万円を限度とします。ただし、乗車券等または通貨等については1回の事故につき5万円を限度とします。 (注3)保険期間を通じ、携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>●自動車等*の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用した運転中の損害</li> <li>●保険の対象(注)の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥の損害</li> <li>●保険の対象(注)の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損傷</li> <li>●偶然な外来の事故に起因しない保険の対象(注)の電気的事故・機械的事故(故障等)。ただしこれらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>●保険の対象(注)である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。</li> <li>●保険の対象(注)の置き忘れ、紛失による損害</li> <li>●戦争・暴動等による損害(テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>●P.8の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害など</li> </ul> <p>(注)「携行品損害補償特約」により補償される「携行品」をいいます。</p>

# 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>賠償責任保険金 *賠償責任危険補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>国内旅行行程中において生じた偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金、損害防止費用等をお支払いします。 (注1) 法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者または被保険者の故意、被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任</li> <li>● 戦争・暴動等による損害</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>● 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と同居する親族や旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任</li> <li>● 自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故など</li> </ul>
<p>救援者費用等保険金* *救援者費用等補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>国内旅行行程中に救援対象者*が次の①～④のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ① 搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ② 山岳登山(注)中に遭難した場合 *あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合のみ補償の対象となります。 ③ 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合 ④ 国内旅行行程中の事故によるケガがもつて事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院された場合 (注)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。</p>	<p>保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族が負担したA～オの費用をお支払いします。 ア. 遭難した救援対象者の捜索活動に要した費用 (山岳登山中の遭難に伴う費用については(注2)をご参照ください。) イ. 救援者*の現地*への交通費(救援者2名分かつ1往復分まで) (注3) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで) (注3) エ. 救援対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者または救援対象者が現地において支出した交通費・通信費等をい、3万円を限度とします。) (注1) 保険期間を通じ、救援者費用等保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 山岳登山中の遭難に伴う捜索・救出・移送に要した費用については、別途「遭難捜索費用補償特約」をセットした場合にお支払いの対象となります。 (注3) 「保険金をお支払いする場合」の③の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後、現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者や救援対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用</li> <li>● 自動車等の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用しての運転中の事故</li> <li>● 脳疾患、疾病または心神喪失による費用</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産による費用</li> <li>● 外科的手術その他の医療処置による費用(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 戦争・暴動等による費用(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの</li> <li>● 乗用具によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)の事故</li> <li>● P.8の「補償対象外となる運動」を行っている間の事故(あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は補償の対象となります。)</li> </ul>
<p>遭難捜索費用保険金* *遭難捜索費用補償特約</p>	<p>日本国内での山岳登山の行程中に遭難捜索対象者*が次のいずれかに該当し、捜索・救出・移送のための費用を被保険者が負担した場合 ① 遭難捜索対象者が遭難した場合 ② 遭難捜索対象者の遭難が明らかでない場合には、下山予定期日後48時間を経過しても下山せず、保険契約者または遭難捜索対象者の親族が、遭難捜索対象者の捜索を次の機関に依頼した場合 ● 警察、消防団その他の公的機関 ● 山岳会 ● 有料遭難救助隊</p>	<p>遭難捜索対象者の捜索費用のうち、捜索活動従事者からの請求に基づき被保険者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1) 遭難捜索費用保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 (注2) 遭難捜索対象者が死亡して発見された場合、または、費用の支払い前に死亡した場合は、遭難捜索対象者の法定相続人のうちその費用を負担した方に保険金をお支払いします。また、遭難捜索対象者に法定相続人がいない場合は、費用を負担した方に保険金をお支払いします。 (注3) あらかじめ、傷害保険金部分について所定の割増保険料を払込みいただきます。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>事業主費用保険金* *事業主費用補償特約</p>	<p>死亡保険金・後遺障害保険金をお支払いする場合で、事故等の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者(注)が臨時に費用*を負担された場合 (注)「被保険者」とは、保険契約者をいいます。ただし、保険契約者が連合体の場合は、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいいます。</p>	<p>事業主費用保険金額を限度として、被保険者が実際に負担された費用について被保険者に保険金をお支払いします。ただし、補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用は100万円を限度とします。 (注) 事業主費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、事業主費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>● 自動車等の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>● 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの</li> <li>● 乗用具によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)のケガ</li> <li>● P.8の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ(あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は補償の対象となります。)</li> </ul>

補償に関するオプション

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
★航空便遅延費用補償特約(国内旅行特約用)	乗継遅延費用保険金	国内旅行行程中に航空便を乗り継ぐ場合、乗継地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗継便に乗り遅れ、4時間以内に代替の航空便を利用できなかったとき	乗継地点において、代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担したホテル等の客室料、食事代を、1回の到着便の遅延について乗継遅延費用保険金額を限度にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人、保険金を受け取るべき方の故意、重大な過失、法令違反</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波</li> <li>● 戦争・暴動等(テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故 など</li> </ul>
	受託手荷物遅延費用保険金	国内旅行行程中に被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、携行する身の回り品でかつ航空便への搭乗時にその航空会社が運搬を受託した手荷物(以下、受託手荷物といいます。)*が予定していた目的地に運搬されなかった場合	目的地で負担した、下記のものをご購入またはレンタルした費用を、1回の受託手荷物の遅延について受託手荷物遅延費用保険金額を限度として、お支払いします。 ●衣類(下着、寝間着等) ●生活必需品(洗面道具、剃刀、くし等) (注)受託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルした場合に限ります。	
	受託手荷物紛失費用保険金	国内旅行行程中に被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合	目的地で到着から96時間以内に負担した、下記のものをご購入した費用を、1回の受託手荷物の紛失について受託手荷物紛失費用保険金額を限度として、お支払いします。 ●衣類(下着、寝間着等) ●生活必需品(洗面道具、剃刀、くし等) (注)受託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルした場合に限ります。	
	出航遅延費用等保険金	国内旅行行程中に被保険者が搭乗する予定だった航空便に、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延・欠航・運休・搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能(ダブルブッキング等)が生じ、出航予定時刻から4時間以内に代替の航空便を利用できなかった場合	出航地において、代替となる航空便が利用可能になるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。ただし、1回の出航遅延、欠航、運休、搭乗不能について、出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金額がお支払いの限度となります。	

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- ★補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)\*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

#### 補償対象外となる運動

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登山  
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) 航空機  
グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 操縦  
職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) 超軽量動力機  
モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

#### 補償対象外となる主な「携行品」

株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、定期券(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券を除きます。)、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品。上記の「補償対象外となる運動」を行っている間のその運動等のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、その他保険証券記載の物 など

#### ※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。  
(注) 中毒症状  
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「急激かつ偶然な外来の事故(例) >
  - スキー場で転倒し、骨折した。
  - 料理中にヤケドをした。
  - ホテルの階段から転落して打撲した。
- 「後遺障害」とは、治療の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 「入院」とは、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼(そ)しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ医師の治療を受けた状態をいいます。
- 「入院保険金日額」とは、保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術(注)で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。  
(注) 手術  
医師が治療を直接的目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
- 「通院」とは、治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「通院保険金日額」とは、保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転することをいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品(カメラ・衣類・レジャー用品等)をいいます。ただし、上記の「補償対象外となる主な携行品」を除きます。
- 「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「救護者」とは、救済対象者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救済対象者の親族をいいます。「捜索」とは、捜索、救護または移送をいいます。「救済対象者の親族」とは、これらの方の代理人を含みます。
- 「現地」とは、事故発生地または救済対象者の収容地をいいます。
- 「遭難捜索対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「費用」とは、以下の費用で、かつ、社会通念上妥当な費用をいいます。
  - ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
  - ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救護者費用
  - ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
  - ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
  - ⑤ その他死亡・後遺障害保険金の支払事由に直接起因して負担した費用

# 特にご注意いただきたいこと

## ご契約時にご注意いただきたいこと

### 1. 告知義務—保険申込書の記載上の注意事項

特にご注意ください

- (1) 保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。
- (2) 保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。  
「国内旅行総合保険(国内旅行傷害保険)」のご契約では、次の事項について十分ご注意ください。
  - 他の保険契約等に関する情報(同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます)。

### 2. その他の注意事項—保険申込書の記載上の注意事項

同種の危険を補償する他の保険契約等(注)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴にその内容を必ず記載ください。

(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

### 3. 保険の仕組みおよび引受条件

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が日本国内(注)旅行中に事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

国内旅行総合保険 (国内旅行傷害保険)	国内旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの間かつ保険証券の保険期間欄に記載された保険期間中 (注1) 保険期間は始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程を開始する前および旅行行程を終了した後に生じたケガはお支払いの対象となりません。 (注2) 旅行の最終目的地への到着が保険期間の満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機・船舶・車両等の交通機関がハイジャック等の第三者による不法な支配を受けたことにより遅れた場合には、被保険者が解放されて正常な旅行行程につくまでに要した時間で、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間まで、保険期間は延長されます。
------------------------	--

- (注)「日本国内」とは、日本の領土・領海・領空(陸地より12海里以内)をいいます。ただし、次の場合には、被保険者が日本国外で被ったケガに対しても保険金をお支払いします。  
①被保険者が乗客として搭乗している航空機・船舶(日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。)が、通常の航路により日本国外を通過する場合  
②被保険者が乗客として搭乗している航空機・船舶が、第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合

#### (2) 保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	●死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。 また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	●普通保険約款・特約に定めております。

#### (3) 補償内容

保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額および保険金をお支払いしない主な場合については6~8ページをご参照ください。また、保険金の種類の複数のパターンで組み合わせさせていただくことが可能です。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

#### (4) セットできる主な特約とその概要

セットできる主な特約は、「国内旅行総合保険」のしくみをご説明します(3ページ)・「セットできるその他の特約をご説明します(5ページ)をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

#### (5) 引受条件

ご契約いただく保険金額については、次の①~③にご注意ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ① 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ② 入院保険金日額と通院保険金日額を同時に設定する場合は、通院保険金日額は、入院金保険日額を超えることはできません。
- ③ 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」\*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
  - 始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
  - 契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき

\*「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

## 4. 保険期間

この保険の保険期間は、1か月間以内で旅行期間に合わせて設定してください。この保険は、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでを補償するものです。保険期間の途中であっても住居に帰着した時に補償は終了しますのでご注意ください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

## 5. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前または旅行行程を終了した後に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。保険料は、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

## 6. ご契約の申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申込み後にご契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

## 7. 保険料領収証の発行

保険料を払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

## 8. 保険料

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

## 9. 保険料の払込方法について

保険料は、ご契約と同時に全額を払い込んでください。

また、当社の指定するクレジットカードによる払込方式などもあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 10. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 11. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS & ADインシュアランス グループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①当社およびMS & ADインシュアランス グループ各社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

### ○ 契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ○ 再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、MS & ADインシュアランス グループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## 12. その他ご注意いただきたいこと

- (1)複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- (2)取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- (3)賠償責任危険補償特約(国内旅行特約用)・事業主費用補償特約をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。
- (4)お客さまのご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

### 1. 注意事項

- (1)ご契約後、保険契約者の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (2)被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(注)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。
  - ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
  - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
    - ・当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
    - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書等が必要となります。

(注)保険契約

その被保険者にかかわる部分に限ります。

### 2. 重大な事由によるご契約の解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料はご契約と同時に払込みください。

### 4. 失効について

ご契約後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

### 5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還させていただきます。
- ・解約返れい金を返還させていただく場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

### 6. 最低保険料について

・このご契約の最低保険料は500円となります。さらに、団体割引等を適用する場合は、所定の最低保険料が要件となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- ・保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合は払込みいただいた保険料が500円未満となるような返還はいたしません。

### 7. その他

- (1)お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- (2)次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - ・著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

## その他ご注意いただきたいこと

### 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について> [平成23年4月現在]

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### 万一の事故のときのお手続について

#### 万一事故にあわれたら



事故にあわれたときは、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は  
24時間365日事故受付サービス  
事故受付センター

事故は いち早く  
**0120-258-189** (無料)へ

事故にあわれたときは、取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、事故にあわれたときから30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそのよって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- 賠償責任危険補償特約(国内旅行特約用)の対象となる賠償事故の示談交渉については事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、約款等に定める書類のうち当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。
- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)を参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

#### 用語のご説明

用語	説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により、保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。

用語	説明
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
無効	この保険契約の全ての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。 ※代理請求人制度の配偶者には内縁を含めません。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
告知義務	保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

#### 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277** (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

#### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189** (無料)

#### 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

http://www.ms-ins.com

V0760 80,000 2011.04 A3F12 A (新) (62) 111 [使用申込書No.V5378-11]